

2017年6月7日 全19頁

2017年度改正税法のポイント（個人編）

つみたてNISAの創設、配偶者控除改正、非上場株式相続評価見直し等

金融調査部 研究員 是枝 俊悟
研究員 小林 章子

[要約]

- 2017年3月27日に、「所得税法等の一部を改正する等の法律」等が成立し、3月31日に政省令等とともに公布された。本稿では、証券投資を行う個人を中心に2017年度改正税法のポイントを概説する。
- 個人の証券・金融税制では、2018年から「つみたてNISA」が創設されること、現行NISA・ジュニアNISAのロールオーバー時の上限額が撤廃されること、上場株式等の地方税の課税方式の事実上見直されたことなどが挙げられる。その他の個人所得課税では、2018年から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われること、2017年分の医療費等から医療費控除の領収書提出が不要になることなどが挙げられる。
- 資産課税・相続税等では、タワーマンションの固定資産税額の見直しが行われること、非上場株式の相続税評価額が見直されること、事業承継税制の見直しが行われること、相続税の物納優先順位が見直されることなどが挙げられる。

[目次]

はじめに	2ページ
1. 個人の証券・金融税制	2ページ
(1) つみたてNISAの創設	2ページ
(2) 現行NISA・ジュニアNISAのロールオーバー上限の撤廃	5ページ
(3) 上場株式等の地方税課税方式の事実見直し	5ページ
(4) 財形年金・財形住宅の災害時等払出し制度の創設	8ページ
2. その他個人所得課税	9ページ
(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	9ページ
(2) 医療費控除の領収書提出不要	11ページ
3. 資産課税・相続税等	12ページ
(1) タワーマンションの固定資産税額の見直し	12ページ
(2) 非上場株式の相続税評価額の見直し	13ページ
(3) 事業承継税制の見直し	16ページ
(4) 相続税の物納優先順位の見直し	17ページ
(5) 非居住者等に係る相続税・贈与税の課税対象範囲の見直し	18ページ

※ 大和総研金融調査部では、これらの2017年度税制改正を踏まえた個人投資家向けの税制解説書「すぐに役立つ税金ガイド 税金読本 2017年度版」を大和証券より6月末に刊行する予定です。

はじめに

2016年12月8日に自由民主党・公明党が「平成29年度税制改正大綱」¹（以下、大綱）を公表し、与党としての2017年度の税制改正の方針が決定された。その後、大綱をもとに「所得税法等の一部を改正する等の法律案」および「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」が国会提出され、2017年3月27日に可決・成立し、2017年3月31日に政省令とともに公布された。また、国税庁は2017年4月27日に財産評価基本通達を改正した。

本稿では、これらを総称して「2017年度改正税法」と呼び、証券投資を行う個人を中心に2017年度改正税法のポイントを概説する。

1. 個人の証券・金融税制

(1) つみたてNISAの創設²

◆つみたてNISAの制度概要

2017年度改正税法により、**2018年1月1日**に、少額からの積立・分散投資を促進するため、非課税累積投資契約に係る非課税措置が創設される。

この措置は、大綱では「積立NISA」と表記されていたが、2017年5月31日にNISA推進・連絡協議会にて、業界横断的に用いる表記として「**つみたてNISA**」に統一することが決定された。

つみたてNISAとは、現行のNISA（以下、現行NISA）と共通する「非課税口座」内に設けられる累積投資勘定において、**2018年から2037年まで**の間に口座内で累積投資契約に基づいて取得した**年間40万円までの**公募株式投資信託またはETFについて、分配金と譲渡益に係る所得税・住民税を**最長20年間、非課税**とする制度である。

つみたてNISAを利用できるのは、現行NISAと同様に20歳以上の国内居住者等で、NISAか「つみたてNISA」かのいずれかを選択して利用できる（非課税口座内に非課税管理勘定か累積投資勘定のいずれかを設定できる）。

つみたてNISA内で購入できる金融商品は、NISAやジュニアNISAとは大きく異なる。上場株式（個別株）や上場REITなどは「つみたてNISA」では購入できず、さらに、公募株式投資信託やETFであっても、全銘柄が対象になるわけではなく、「定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの」として金融庁に届出が行われたものに限定される。

つみたてNISAの概要を現行NISA（つみたてNISAと区別するため、2017年現在成人が利用で

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

² 本稿では、つみたてNISAの創設につき概要を述べるに留める。詳細な解説については、是枝俊悟「2018年、積立NISA導入でNISAはこう変わる」（2017年4月26日、大和総研レポート、下記リンク①）、および吉井一洋「積立NISAの対象商品」（2017年4月14日、大和総研レポート、下記リンク②）を参照。

① : http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170426_011939.html

② : http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170414_011905.html

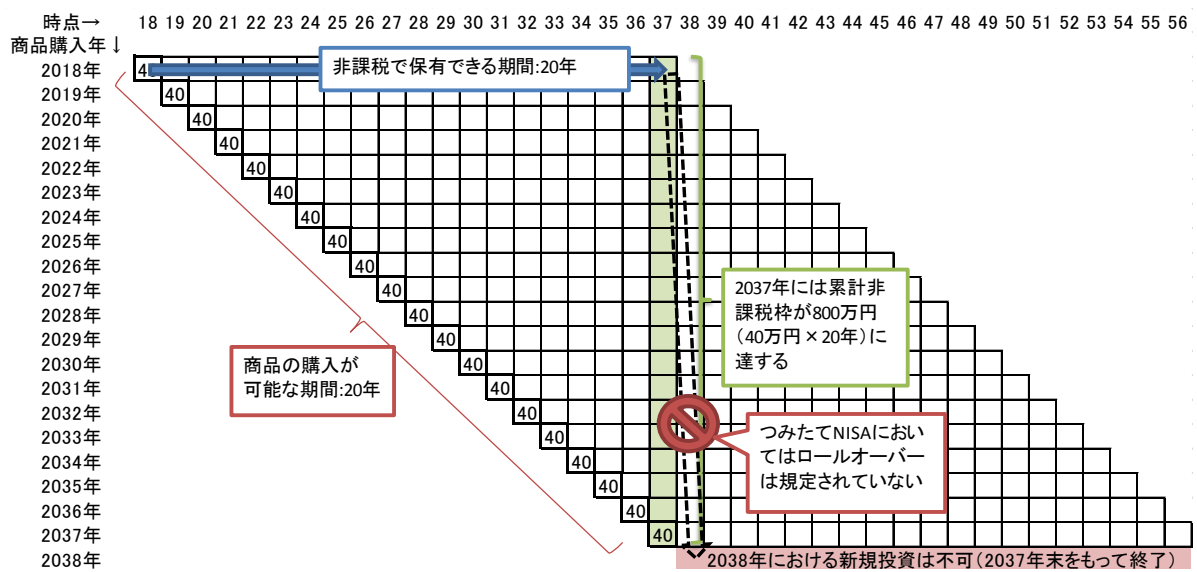
きるNISAを現行NISAと表記する)と比較する形で示したものが次の図表1-1である。

図表1-1 つみたてNISAと現行NISAの制度概要(2017年度税制改正後)

	つみたてNISA(累積投資勘定)	現行NISA(非課税管理勘定)
口座を開設できる者・数	・20歳以上の国内居住者等は1人1口座、NISA口座を開設可能 ・NISA口座において、「つみたてNISA」か現行NISAか いずれかを年単位で選択	
商品の購入方法	累積投資契約に基づき、予め定めた銘柄を定期的に継続して購入	購入の頻度・時期等の限定はない(定時・定額の購入も可能)
投資対象商品	「上場等株式投資信託」(公募株式投資信託およびETF)のうち 厳格な要件を満たすもの	上場株式、公募株式投信、REIT、ETFなど
非課税対象	分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益
商品の購入が可能な期間	2018年～2037年	2014年～2023年
運用益非課税で保有できる期間	最長20年間	最長5年間
各年の非課税枠	40万円	2014年・2015年…100万円 2016年以後…120万円
非課税枠の累計	40万円×20年間=800万円	120万円×5年間=600万円
非課税枠の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税枠は「購入額」(手数料等含まず)で管理、 ・分配金再投資は購入扱い ・口座内の商品を売却しても非課税枠は復活しない ・非課税枠の未使用額の翌年への繰越はできない 	
ロールオーバー	不可	可能
両制度間の移管	つみたてNISAと現行NISAの相互間の商品の移管は不可	

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表1-2 つみたてNISAのイメージ



◆つみたてNISAの対象商品

つみたてNISAの累積投資勘定に受け入れることができる金融商品は、公募株式投資信託およびETF（ただし、投資法人債型ETFおよび特定受益証券型ETFを除く、以下同じ）のうち、「定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの」として、次の「共通の要件」（図表1-3）と「商品類型ごとの要件」（図表1-4）のいずれをも満たし、委託会社から金融庁に届出が行われたものに限られる。

図表 1-3 つみたてNISA 適格となるための「共通の要件」

(1) 信託契約期間が無期限または20年以上であること
(2) 下記のa)～c)の目的を除きデリバティブ取引を行わないこと
a) 投資対象とする現物資産を保有する場合と同様の損益を実現する目的
b) 価格変動・金利変動により生じるリスクを減らす目的
c) 先物外国為替取引により、為替相場の変動により生じるリスクを減らす目的
(3) 収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること
(4) 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者に対して、当該商品に係る信託報酬等の費用のうち当該保有者に対応する部分の金額を、累積投資勘定での保有期間を通じて、通知することとされていること
(5) 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者から、累積投資勘定での保有期間を通じて、当該商品に係る手数料を受領しないものとされていること
※ここでは商品の管理手数料のことをいう。商品の販売手数料については、図表1-4参照。
(6) 投資信託委託会社等が、当該商品につき所定の事項を記載した対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること
(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表 1-4 つみたてNISA 適格となるための「商品類型ごとの要件」

		①	②	③	④	⑤	⑥
		国内型インデックス投資信託	海外型インデックス投資信託	国内型一般公募株式投資信託	海外型一般公募株式投資信託	国内上場ETF	外国上場ETF
コスト	信託報酬(税抜き)	0.5%以下	0.75%以下	1%以下	1.5%以下	0.25%以下	
	売買手数料(税抜き)	ゼロ				1.25%以下	
投資対象	国	日本のみ	海外を含む	国外20%未満	国外20%以上	日本、米国、全世界、先進国全体、新興国全体、のいずれか	
	アセットクラス	以下のいずれか a)株式、b)株式と債券、c)株式とREIT、d)株式と債券とREIT				株式のみ	
	指数	指定された指数に連動するものに限る (複数の指数の組み合わせも一定の条件の下で可能)			—	指定された指数のうち1つに連動するものに限る	
最低投資単位		—				1口(または共有持分の1単位) 1,000円以下	
実績要件		—			届出時点において、以下の全てを満たす ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年以上経過 ・信託期間の2/3以上で資金流入超	円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所から指定を受ける	純資産額1兆円以上

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

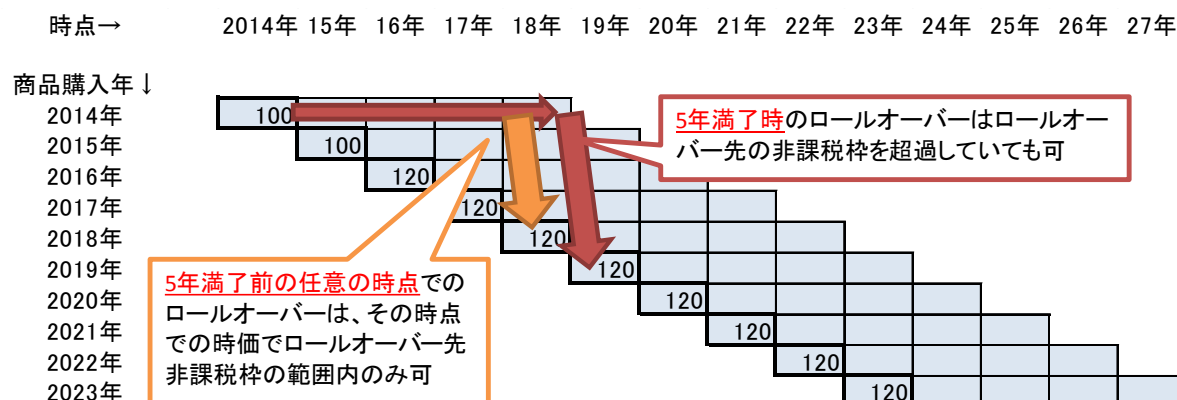
(2) 現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー限度額の撤廃

現行 NISA およびジュニア NISA において 5 年の「非課税で保有できる期間」が終了した際には、投資家は課税口座（運用益につき所得税が課税される特定口座・一般口座）に払い出すか、翌年の投資枠にロールオーバーを行うかを選択することになっている³。その際、2017 年度税制改正の前までは年末時点の時価でロールオーバー先の非課税枠の範囲に収まらなければ、ロールオーバーを行うことができないと規定されていた。

法改正により、5 年の非課税で保有できる期間が**満了した際の**ロールオーバーにおいては、年末時点の時価がロールオーバー先の年の非課税枠（現行 NISA は 120 万円、ジュニア NISA は 80 万円）を超過していてもロールオーバーができることとされた。ただし、その場合、ロールオーバー先の年の非課税枠（現行 NISA は 120 万円、ジュニア NISA は 80 万円）は全て消費しつくしたことになる。

なお、「非課税で保有できる期間」の満了時以外でも、任意の時点でのロールオーバー（ある非課税管理勘定内の上場株式等を他の年の非課税管理勘定に移管すること）も可能ではあるが、その場合は、その時点の時価でロールオーバー先の年の非課税枠（現行 NISA は 120 万円、ジュニア NISA は 80 万円）の範囲内ではしかロールオーバーを行うことができない。

図表 2-1 ロールオーバー上限額撤廃の概要（現行 NISA）



(注) 図中の金額はロールオーバーによらない現行 NISA の原則の非課税枠 (単位: 万円) を示す。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

(3) 上場株式等の地方税課税方式の実質見直し

◆概要

大綱では、「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する」とされた。

³ もちろん、5 年が終了するまでに売却することも可能である。

上場株式等の配当所得の課税方式については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できる。特定公社債等の利子所得および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等においても、従前より、申告不要制度と申告分離課税を納税者が任意に選択できる。これらの課税方式について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できないとは従来の法令には規定されていなかったが、異なる課税方式を選択するための手続き規定が十分に整備されておらず、事実上、所得税と住民税で同じ課税方式を適用することが通例となっていた。

2017年度改正税法により、これらの上場株式等の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化され、その際の手続き規定が整備された。法改正そのものは手続き規定の改正であるが、実質的な意味合いとしては「上場株式等の地方税課税方式の見直し」と言える。

図表 3-1 上場株式等の所得に係る課税方式

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	備考
譲渡所得等 (注1)	源泉徴収ありの特定口座の場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	—
配当所得	大口株主に該当しない場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税(注2)	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

(注1) 譲渡所得のほか、取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

(注2) 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

(出所) 現行法令および大綱等をもとに大和総研作成

◆具体的な手続き

上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得において所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、税務署に所得税の確定申告書を提出するとともに、別途、住民税の申告書を市区町村(市区町村役所の税務申告窓口)に提出する必要がある⁴。

上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得について、住民税で申告分離課税または総合課税を選択する場合には、住民税の申告書の分離課税または総合課税の欄に当該金額を記入すればよい。

⁴ 所得税で上場株式等の配当所得について申告不要制度を選択し所得税の確定申告を行わない場合においては、住民税の申告書のみを提出すればよいこととなるが、敢えてそのような申告を行う経済合理性は乏しいため、このケースについては考慮しないこととする。

他方、上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得について、住民税で申告不要制度を選択するためには、上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得について住民税の申告書に記載しなければよい。これは、「住民税の申告書を出さない」という意味ではなく、所得税の確定申告書に記載する他の所得については全て住民税の申告書に記載するが、上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得については住民税の申告書に記載しないという意味である⁵。

所得税の確定申告書の情報は市区町村に通知されるため、原則として市区町村は上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得について所得税と同じ方式で住民税を課す。ただし、別途住民税の申告書が提出されている場合について、2017年度改正税法により、住民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市区町村が課税方式を決定できることが明記された⁶。

この改正は2017年4月1日以後の住民税から施行されたので、2016年分所得に係る2017年度の住民税（住民税の申告書の提出期限は2017年3月15日）についても適用されている。

◆異なる申告方式を選択することによる効果

所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが納税者のメリットとなるケースは主に二つある⁷。

一つ目は、主に従前より上場株式等の配当所得につき総合課税を選択することが有利であった者において、「上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）」を選択することで住民税の税負担を抑えられるケースである。

上場株式等の配当所得につき、総合課税を適用した場合の住民税の税率は10%となる。商品によっては配当控除を適用することができるが、配当控除による税額控除額は最大でも配当所得の2.8%であり、配当所得を考慮後の住民税の税率は最小でも7.2%（最大は配当控除が適用されない場合の10%）となる。これに対して、申告不要制度または申告分離課税における住民税の税率は5%であるため、住民税においては総合課税を選択するよりも申告不要制度（または申告分離課税）を選択した方が常に（最小で2.2%、最大では5%）実質的な税率が低くなる。

二つ目は、自営業者や年金生活者等が損益通算や繰越控除を利用する場合において、住民税については申告不要制度を選択することで社会保障制度への影響を回避できるケースである。

⁵ 所得税においては、上場株式等の配当所得を記載しない確定申告書を提出した場合、納税者が積極的に申告不要制度を選択したものとして取り扱われ、住民税においても同様と考えられる。

⁶ 2017年度税制改正が行われる以前は、所得税の確定申告書を税務署に提出する日の前日以前に住民税の申告書を市区町村に提出した場合に限り、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択できたものと考えられる。法改正により、所得税の確定申告書と住民税の申告書の提出順にかかわらず、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることとなった。

⁷ これらのメリットについては、是枝俊悟「上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し」（2017年1月25日、大和総研レポート）において詳細に解説している。当該レポートは、大綱に基づいて解説したものであり、手続き面については2017年度改正税法により一部異なることとなった点があるが、異なる申告方式を選択することによる効果は2017年度改正税法を経ても変わらない。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170125_011633.html

国民健康保険などの保険料は、地方自治体が条例により算定根拠を定めるが、住民税における所得金額が用いられることが多い。このため、算定根拠に住民税の所得金額を用いている自治体においては、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税において申告分離課税を適用しても、住民税では申告不要制度を適用することで国民健康保険料などの社会保障制度への影響を回避することができる。

(4) 財形年金・財形住宅の災害時等払出し制度の創設

2017 年度改正税法により、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の災害時等払出し制度が創設された。

財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄は、老後の年金のため、または住宅の取得のために勤務先を通じて毎月の給与や賞与から預貯金や投資信託等を積み立てる制度であり、財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄を合わせて 1 人あたり合計 550 万円までの元本に対して、利子・分配金等に係る所得税・住民税が非課税となる制度である。ただし、老後の年金のため、または住宅の取得のための制度であるため、これらの目的外に払出しを行った場合は原則として過去 5 年分の利子・分配金等に対し、所得税・住民税の遡及課税が行われる。

このため、従来であれば、災害等により困窮した際であっても、財形年金貯蓄や財形住宅貯蓄の預貯金や投資信託等を目的外に払い出した場合は遡及課税の対象となっていた。

2017 年度改正税法により、以下の図表 4-1 の災害等の事由のいずれかに該当した日から 1 年以内に払出しを行う場合は、所定の手続きを経て遡及課税の適用を受けずに払出しを受けられることとなった。

図表 4-1 遡及課税が免除される「災害等の事由」

- ・ 災害により 自宅が全壊、流失、半壊、床上浸水などの被害を受けたこと
- ・ 医療費控除の対象となる 医療費が年間 200 万円を超えたこと
- ・ 寡婦控除（寡夫控除）の対象となる 寡婦または寡夫となったこと
- ・ 障害者控除における 特別障害者に該当することとなったこと
- ・ 雇用保険法における 特定受給資格者または特定理由離職者となったこと
(会社都合による失業など)

(出所) 法令をもとに大和総研作成

災害等の事由による払出しは 2017 年 4 月 1 日以後に生じた災害等の事由から適用される。ただし、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの間に生じた災害等の事由により財形年金貯蓄の払出しを受け所得税等の遡及課税が行われた場合、税務署に所定の還付請求書を提出することにより 既に課税された所得税等の還付を受けられることができる (2016 年 4 月に生じた熊本地震の被災者にもこの規定が適用される)。

2. その他個人所得課税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し⁸

2017年度改正税法により、配偶者控除および配偶者特別控除が大幅に見直される。

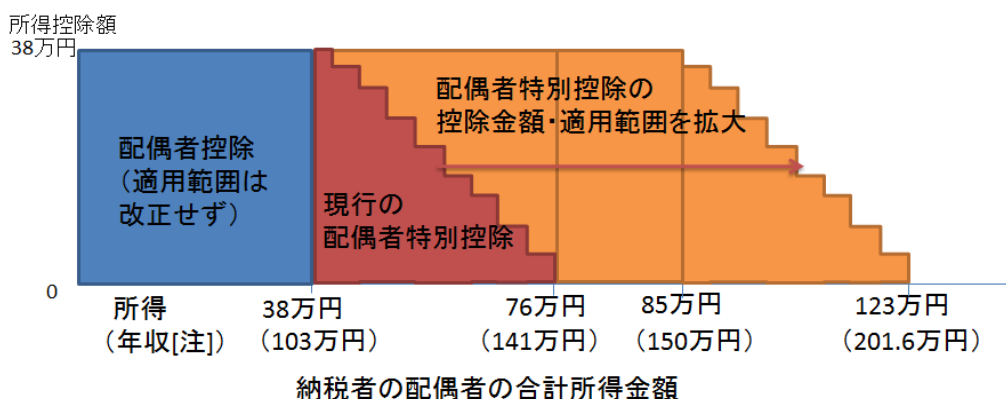
従来の配偶者控除は、納税者の配偶者の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合、年103万円以下）の場合に、納税者が所得税で38万円の所得控除を受けられるものである（納税者本人についての所得制限はない）。

従来の配偶者特別控除は、納税者の配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合（給与年収のみの場合、給与収入が年103万円超141万円未満）の場合に、納税者が所得税で3～38万円の所得控除を受けられるものである（ただし、納税者本人の合計所得金額が1,000万円超であると適用を受けられない）。

改正のポイントは主に2点である。1点目は、配偶者特別控除が適用される「納税者の配偶者の合計所得金額」の上限が引き上げられる。2点目は、配偶者控除および配偶者特別控除について、「納税者の合計所得金額」が一定以上の場合に控除額が減額またはゼロになる。

1点目については、配偶者特別控除が適用される「納税者の配偶者の合計所得金額」の上限は、123万円以下（給与収入のみの場合、給与収入が年201.6万円未満）に引き上げられるということである。改正後は、「納税者の配偶者の合計所得金額」が85万円以下（給与収入のみの場合、給与収入が年150万円以下）であれば、38万円の所得控除を適用でき、「納税者の配偶者の合計所得金額」が85万円超になると段階的に控除額が縮小される（図表5-1参照、ここでは「納税者本人の合計所得金額」は考慮せず）。

図表5-1 配偶者特別控除の「納税者の配偶者の所得」別の適用金額（所得税）



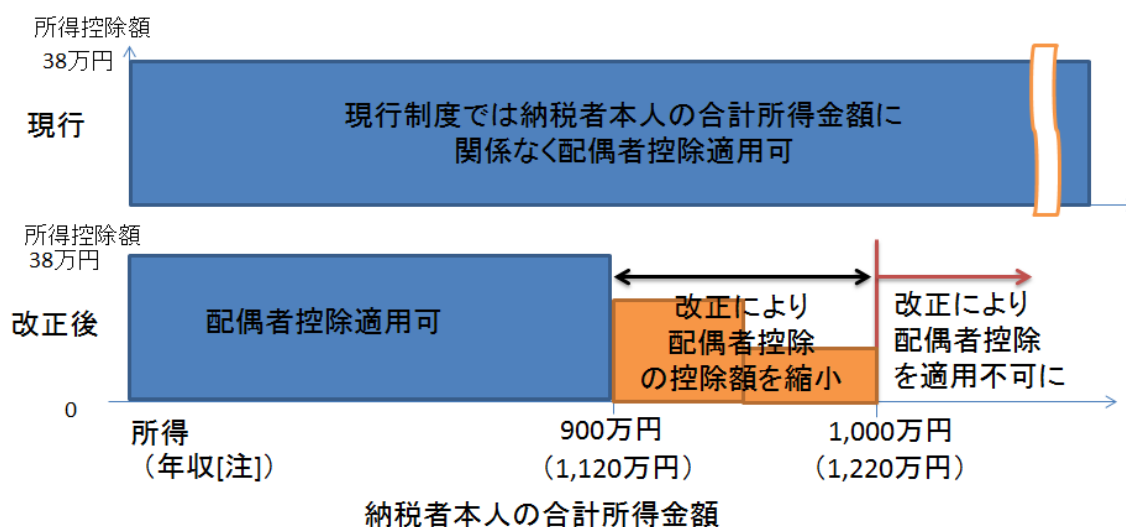
(注) 所得が給与所得のみの者の場合の給与年収換算の金額。
この図表では納税者本人の所得による配偶者控除・配偶者特別控除の減額・消失は考慮していない。
(出所) 法令をもとに大和総研作成

⁸ 本稿では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しにつき概要を述べるに留める。改正による家計への増減税額や対象世帯数の試算、働き方への影響等については、是枝俊悟「配偶者特別控除の拡大では就労促進効果は乏しい」（2016年12月2日、大和総研レポート）を参照。当該レポートは、大綱発表前の報道ベースの内容をもとに執筆・分析したものであるが、実際の法改正もほぼ当時の想定通りに行われている。

https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161202_011460.html

2点目については、配偶者控除の控除額 38 万円が満額適用できるのは、「納税者本人の合計所得金額」が 900 万円以下の場合に限られ、同 900 万円超 950 万円以下の場合は控除額が 2/3 の 26 万円に縮減、同 950 万円超 1,000 万円以下の場合は控除額が 1/3 の 13 万円に縮減されるということである。また、「納税者本人の合計所得金額」が 1,000 万円超の場合は配偶者控除は適用できなくなる（図表 5-2）⁹。

図表 5-2 配偶者控除の「納税者の配偶者の所得」別の適用金額（所得税）



(注) 所得が給与所得のみの者の場合の給与年収換算の金額。
(出所) 法令をもとに大和総研作成

配偶者特別控除においても同様に、「納税者の配偶者の合計所得金額」によって決まる 3 万円～38 万円の控除額が満額適用できるのは「納税者本人の合計所得金額」が 900 万円以下の場合に限られる。「納税者本人の合計所得金額」が 900 万円超 950 万円以下の場合は控除額が 2/3 に縮減、同 950 万円超 1,000 万円以下の場合は控除額が 1/3 に縮減される。「納税者本人の合計所得金額」が 1,000 万円超の場合は、以前より配偶者特別控除の適用はない。

なお、夫婦のいずれもが合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下である場合であっても、配偶者特別控除を受けることができるのは夫婦のうちいずれか一方に限られる（夫婦の両方には適用できない）。

配偶者控除と配偶者特別控除は住民税にも同様の規定があるが、所得税と同様の改正が行われる。

これらの改正は、2018 年分の所得（2018 年分の所得税および 2019 年度分の住民税）から適用される。

⁹ 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の計算において、2/3 または 1/3 にした後の端数は 1 万円単位に切り上げられる。以下同じ。

(2) 医療費控除の領収書提出不要

2017年度改正税法により、医療費控除の適用を受ける際の提出書類が変更される。

2017年度税制改正前においては、医療費控除の適用を受けるためには、原則として確定申告書に医療費の領収書を添付し提出することが必要であった。

改正後は、健康保険等の対象になる医療費については、医療費の領収書等に代えて、健康保険組合等が発行した医療費の明細書（いわゆる「医療費のお知らせ」）を添付できる¹⁰。この場合、当該「医療費のお知らせ」に記載された医療費の領収書等については、**税務署への提出も自宅での保管のいずれも不要となる**。もっとも、医療費控除の対象となる医療費は健康保険等の対象になるものに限らない。保険外診療の領収書等¹¹については、改正後は税務署への提出は不要だが、自宅で5年間保管し、税務署から求められたら提出しなければならない。

確定申告書を e-Tax で提出する場合は、以前より医療費の領収書等について確定申告書への添付は不要であったが、当該領収書等は自宅で5年間保管し、税務署から求められたら提出しなければならないであった。改正後は、「医療費のお知らせ」に記載された医療費については、マイナポータルを通じて健康保険組合等から取得したデータをそのまま税務署に送信することが可能となる。この場合、当該「医療費のお知らせ」に記載された医療費の領収書等については、自宅での保管が不要となる。

これらの改正を図にすると、次の図表6-1のようになる。

図表 6-1 医療費控除の確定申告書添付書類および自宅で保管すべき領収書等

		確定申告書を 書面で提出する場合	確定申告書を e-Taxで提出する場合
改正前	税務署に提出すべき書類またはe-Taxで送信すべき事項	医療費の領収書等	医療費の領収書等の必要事項を入力して送信すれば現物の領収書等は添付不要
	自宅に5年間保管すべき領収書等	—	医療費の領収書等
改正後	税務署に提出すべき領収書等またはe-Taxで送信すべき事項	① 健康保険組合等が発行した医療費の明細書（いわゆる、「医療費のお知らせ」） ② ①以外の医療費に係る必要事項を記載した明細書	①については、マイナポータルを通じて健康保険組合等から取得したデータをそのまま税務署に送信可能 ②については、別途、必要事項を入力する
	自宅に5年間保管すべき領収書等	②に係る医療費の領収書等	②に係る医療費の領収書等

(注) 医療費控除に代えて「セルフメディケーション税制」を適用する場合においても同様である(もっとも、「セルフメディケーション税制」における薬剤費等はすべて保険外のものとなる)。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

¹⁰ 「医療費のお知らせ」の記載事項は様式が各組合等により異なっていたが、健康保険法施行規則等の改正(2018年1月1日施行)により、記載事項が統一されることとなった。

¹¹ 医療費控除は当該暦年(1月～12月)に支払った医療費が対象だが、11月や12月に支払った保険診療の医療費は確定申告時までには交付される「医療費のお知らせ」に記載されない可能性も考えられる。この場合は、保険診療であっても領収書等を税務署に提出する必要があるものと考えられる。

これらの改正は、2017年度改正税法により、2017年分の所得税について2018年1月1日以後に確定申告書を提出するときから、施行される。もともと、2017年分～2019年分の所得税の確定申告書については、改正前の規定を適用することも可能である¹²。

なお、医療費控除に代えて「セルフメディケーション税制」を適用する場合においても、同様に添付書類等の規定が改正される。「セルフメディケーション税制」の対象は全て保険外診療の薬剤費等となるので、「セルフメディケーション税制」を適用する場合、2017年～2019年分の所得税の申告においては、改正前の規定に基づいて領収書等を税務署に提出するか、改正後の規定に基づいて領収書等を自宅で5年間保管するかのいずれかを選ぶこととなる。

3. 資産課税・相続税等

(1) タワーマンションの固定資産税額の見直し

2017年度改正税法により、タワーマンション（正確には、高さが60mを超える超高層建築物のうち、複数の階に住戸が所在しているもの）の固定資産税額について区分所有者間の按分方法が見直される。

具体的には、次の図表7-1の方法による。

図表7-1 タワーマンションの建物部分の固定資産税額の区分所有者への按分方法

【改正前】

- ・ 1棟の建物全体の税額を専有面積の割合によって各戸に税額を按分

【改正後】

- ・ 1棟の建物全体の税額を「階数によって補正した専有面積」の割合によって各戸に税額を按分

$$\text{「階数によって補正した専有面積」} = \text{専有面積} \times \left\{ 1 + (\text{階数} - 1) \times \frac{1}{390} \right\}$$

(注) なお、市町村の条例に基づき、区分所有者全員による申請があり市区町村が認めたときは、改正後の計算式について、天井の高さや附帯設備の程度の差異、または各階ごとの取引価格の差異を勘案して、さらに補正することもできる。居住用以外の専有部分を含むタワーマンションにおいては、まず床面積により1棟の建物全体の税額を居住用部分と居住用以外の部分に按分し、その後居住用部分について各戸に税額を按分するときのみ「階数によって補正した専有面積」を用いる。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

改正後は、同じタワーマンションの同じ専有面積の区分所有者であっても、居住する階数によって固定資産税が異なることとなる。改正前と比べて、低層階ほど減税となり、高層階ほど増税となる。もともと、これらの改正はあくまで固定資産税額の各区分所有者への按分方法の改正であるので、1棟のタワーマンションについて各区分所有者が支払う固定資産税の合計額は

¹² 保険外診療等の医療費の領収書等を自宅に5年間保管することを負担に感じる場合、改正前の規定に基づいて（敢えて領収書提出不要の規定を使わずに）領収書等を税務署に提出することも考えられる。

変わらない。

改正前と比べた建物部分の固定資産税額の変動は40階建てで±5%程度、60階建てで±7%程度となるものと考えられる¹³。現存するタワーマンションのうち最も階数が多いもので60階程度であるため¹⁴、改正による建物部分の固定資産税額の変動は最大でも7%程度と考えられる。

改正後の規定は、2018年度から固定資産税が新たに課税されることとなるタワーマンションについて適用される（このため、既存のタワーマンションの区分所有者が支払う固定資産税額は変わらない）¹⁵。

固定資産税だけでなく、都市計画税・不動産取得税についても同様に階層による税額の補正が行われる。

なお、2017年度改正税法により改正されるのは、あくまで「固定資産税額」であって、「固定資産税評価額」ではない。すなわち、相続が発生した際のマンションの建物部分の相続税評価額は、2017年度改正税法の施行後もなお（階数により補正を行わない）専有面積をもとに按分された固定資産税評価額を用いることとなり、2017年度改正税法による直接の影響はない。

（2）非上場株式の相続税評価額の見直し

2017年度改正税法により、非上場株式の相続税評価について「相続税法の時価主義の下、より実態に即した評価の見直し」（大綱）が行われる。

具体的には、類似業種比準方式における評価額の算式を変更するほか、相続税評価額を算定する際の「大会社・中会社・小会社」の区分について見直しが行われた。

◆類似業種比準方式の評価額

改正前後の類似業種比準方式の評価額の算定式は、図表8-1に示される。

類似業種比準方式の評価額は、(1)類似業務の株価（図表8-1のA）について2年間の平均株価を選択可能とする、(2)類似業種の配当金額（同B）、年利益金額（同C）、純資産価額（同D）の各比準要素を連結会計上の数字とする、(3)各比準要素のウェイトを1:3:1から1:1:1にする、の3点の見直しが行われる。

この見直しは、2017年1月1日以後の相続等により取得する株式等から遡及適用されている。

¹³ 各階における専有面積の合計が同じであると仮定した場合、60階建てのタワーマンションにおける改正案による現行比の固定資産税額の増減は1階で約7.0%減、60階で約7.0%増であった。

¹⁴ 2015年2月23日の三菱地所レジデンス株式会社等によるプレスリリース（下記）によると、2017年11月引き渡し予定のマンションが、マンションとして日本最高階数の60階建とされている。

http://www.mec.co.jp/j/groupnews/archives/mec20150223_tph_nishishinjuku_tower60.pdf

¹⁵ ただし、2017年3月31日以前に売買契約が締結された住戸を含むタワーマンションについてはなお改正による見直し前の規定が適用される。

図表 8-1 類似業種比準方式の評価額の算定式

【改正前】

$$\text{評価額} = \left(\frac{\text{資本金50円あたりの類似業種の株価}}{\left(\frac{b}{B} + 3 \times \frac{c}{C} + \frac{d}{D} \right)} \right) \times \text{斟酌率} \begin{pmatrix} \text{大会社0.7} \\ \text{中会社0.6} \\ \text{小会社0.5} \end{pmatrix} \times \frac{\text{評価会社の1株あたり資本金額}}{50\text{円}}$$

①相続日の属する月、②相続日の前月、③相続日の前々月、の最も低い株価を用いる(ただし、④相続日の前年の平均も可)

【改正後】

類似業種の「配当」「利益」「簿価純資産」は連結決算を反映させたものとする

$$\text{評価額} = \left(\frac{\text{資本金50円あたりの類似業種の株価}}{\left(\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D} \right)} \right) \times \text{斟酌率} \begin{pmatrix} \text{大会社0.7} \\ \text{中会社0.6} \\ \text{小会社0.5} \end{pmatrix} \times \frac{\text{評価会社の1株あたり資本金額}}{50\text{円}}$$

①相続日の属する月、②相続日の前月、③相続日の前々月、の最も低い株価を用いる(ただし、④相続日の前年の平均、または、⑤相続日の属する月以前2年間の平均も可)

「配当：利益：簿価純資産」のウエイトを「1:3:1」から「1:1:1」に改正

大会社・中会社の適用範囲を拡大する

B：類似業種の1株あたりの配当金額 b：評価会社の1株あたりの配当金額

C：類似業種の1株あたりの利益金額 c：評価会社の1株あたりの利益金額

D：類似業種の1株あたりの簿価純資産 d：評価会社の1株あたりの簿価純資産

上記B、b、C、c、D、dはいずれも1株あたり資本金等を50円に換算して算出する。

類似業種の株価、配当金額、利益金額、簿価純資産は上場会社の数値をもとに国税庁が算出し公表する。

(出所) 法令・通達をもとに大和総研作成

類似業種の株価について「相続日の属する月以前2年間の平均」も選択可能とするのは、「上場企業の株価は景気変動に応じて変動するが、地域や中小企業に波及するまでには時間がかかることを踏まえ、中小企業の株価が著しく変動しないよう見直す」¹⁶ものである。

類似業種の配当、利益、簿価純資産について連結決算を反映させたものとするのは、「上場企業がグローバルに連結経営で事業展開していることを踏まえ、株価評価の基礎となる上場企業の配当、利益及び純資産という比準要素を適切に見直す」¹⁷ものである。

比準要素の配当、利益、簿価純資産のウエイト変更については、「成長・好業績企業の負担を軽減」¹⁸するものである。

¹⁶ 経済産業省が財務省に提出した税制改正要望のうち「取引相場のない株式の評価方式に関する見直し」に係る説明より引用。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/medi/29y_medi_k_21.pdf

¹⁷ 脚注16に同じ。

¹⁸ 経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」(平成28年12月)より引用。

◆大会社・中会社・小会社の区分の見直し

相続税評価額を算定する際の「大会社・中会社・小会社」の区分については、業種にかかわらず大会社とするための従業員数を改正前の「100人以上」から「70人以上」に緩和するなど、改正前より大きな区分の会社として判定されやすくなるよう見直しが行われた。

改正後の大会社・中会社・小会社の区分は、次の図表 8-2 に示される。

図表 8-2 財産評価の際の大会社・中会社・小会社の区分（改正後）

規模区分	区分の内容		直前期末の純資産価額(帳簿価額)および従業員数	直前期末以前1年間の取引金額(売上高)
大会社	従業員数が70人以上の会社は業種にかかわらずすべて大会社			
	従業員数が70人未満で右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上(従業員数35人以下の会社を除く)	30億円以上
		小売・サービス業	15億円以上(従業員数35人以下の会社を除く)	20億円以上
		その他		15億円以上
中会社	従業員数が70人未満で右のいずれかに該当する会社(大会社に該当する場合を除く)	卸売業	7,000万円以上(従業員数5人以下の会社を除く)	2億円以上 30億円未満
		小売・サービス業	4,000万円以上(従業員数5人以下の会社を除く)	6,000万円以上 20億円未満
		その他	5,000万円以上(従業員数5人以下の会社を除く)	8,000万円以上 15億円未満
小会社	従業員数が70人未満で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満または従業員数5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満または従業員数5人以下	6,000万円未満
		その他	5,000万円未満または従業員数5人以下	8,000万円未満

(注) 下線部が2017年度改正税法による改正点である。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

経済産業省は、この改正によって、「併用方式の類似業種の割合(L)が高まることで、時価純資産(含み益)が重い中会社の株価を抑える効果」¹⁹があるとしている。

この見直しは、2017年1月1日以後の相続等により取得する株式等から遡及適用されている。

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/pdf/161215a002.pdf

¹⁹ 引用部分は脚注18に同じ。一般的に、純資産価額方式よりも類似業種比準方式の方が株価評価額は低くなりやすい。この引用部分は、小会社より中会社、中会社より大会社の方が株価評価額算定の際の類似業種比準方式のウェイト(Lの値)が高まることにより、株価評価額が低くなりやすいことを意味していると考えられる。なお、中会社には「中会社の大」「中会社の中」「中会社の小」という細分があり、ここでもより大きな会社区分の方がLの値が高くなるが、より大きな会社区分になりやすくなるよう見直しが行われている。

◆株式保有特定会社の判定基準の見直し（今後の改正予定）

現行では、同族株主等が取得した相続財産の未上場会社の株式のうち、株式の発行会社の総資産に占める株式および出資の割合が 50%以上の場合、株式保有特定会社として、純資産価額方式または簡便方式で評価額を算定することとなっている。

大綱では、株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債を加えるとしている。大綱では、この見直しは、2018年1月1日以後の相続等により取得する株式等から適用するとしているが、本稿執筆日現在、この改正を行う通達は公表されていない。

（3）事業承継税制の見直し

2017 年度改正税法では、事業承継税制について「制度を更に使いやすくするための見直し」（大綱）が行われた。

具体的には、①雇用確保要件の緩和、②災害時等のセーフティネット規定の導入、③事業承継税制と相続時精算課税の併用許可、④贈与者死亡後の相続税納税猶予の要件緩和、の 4 点の改正を行うとした。これら 4 点の改正は、2017 年 1 月 1 日以後の相続・贈与等により取得した財産から遡及適用するとともに各種の経過措置が講じられている。

◆雇用確保要件

雇用確保要件は申告期限後 5 年間の平均で 8 割以上の雇用を維持することが求められているところ、改正前は維持すべき雇用人数について当初の人数に 8 割を乗じた人数に端数が出た際切り上げていたが、改正後は当初雇用人数が 1 人の場合を除き端数を切り捨てることとなった。

経済産業省は、「これにより、特に人手不足の影響を受けやすい従業員 5 人未満の企業の従業員が 1 人減った場合でも、雇用要件を満たすことが可能となる」²⁰としている。

◆セーフティネット規定の導入

2017 年度改正税法により、事業承継税制の適用を受けている者、または受けようとしていた者が災害等の被災者等となった場合、事業承継税制を適用開始するために満たすべき要件や、適用開始後に維持すべき事業継続の要件などにつき免除・緩和が行われることとなった。

◆相続時精算課税との併用を可に

2017 年度改正税法により、事業承継税制による納税猶予の対象となった株式等について、その後認定が取り消されて贈与税の対象となることとなった場合において、当該株式等につき、

²⁰ 脚注 18 に同じ。

相続時精算課税の対象とすることが可能となった。

経済産業省は、「贈与税の納税猶予の適用を受けても、認定が取り消された場合に高額な贈与税負担が発生するリスクが存在」²¹するため、「相続時精算課税制度との併用を認めることにより、リスクの軽減を図る」ことができるとしている。

◆贈与者死亡後の相続税納税猶予の要件緩和

事業承継税制においては、生前に先代経営者から次代の経営者に非上場株式等が贈与された際に「贈与税の納税猶予」が行われた後に先代経営者が死亡した場合、その先代経営者の死亡時点で当該承継した会社が一定の要件を満たしていれば経済産業大臣の確認を受ければ引き続き「相続税の納税猶予」も受けることができる。

2017年度税制改正により、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続継承会社の要件について、中小企業者であることおよび当該会社の株式等非上場株式等に該当することとする要件が撤廃される。

すなわち、贈与税の納税猶予による事業承継後、次代の経営者が当該企業を大企業や上場企業場合に成長させた場合においても、引き続き相続税の納税猶予も受けられることとなった。

(4) 相続税の物納優先順位の見直し

2017年度改正税法により、物納が認められた場合に物納に充てることとなる財産の優先順位について、見直しが行われた。

物納優先順位は、次ページの図表 9-1 の①～⑤の順となり、物納を行う者は、原則として先順位の財産から順に物納に充てなければならず、後順位となる財産を物納に充てることができるのは、税務署長が特別の事情があると認める場合および先順位の財産に適当な価額のものがない場合に限られる。

2017年度改正税法により、上場株式、上場社債、上場 REIT、およびオープンエンド型または上場の証券投資信託について、不動産・船舶と並んで第一順位に指定された。

この改正は、2017年4月1日以後に行う相続税の物納申請より適用される。

改正により、物納を行う場合に相続人が上場株式と不動産のいずれを物納に充てるか選択の自由度が増す。国としても物納財産を速やかに換金し税収に充てることができ、納税者と国の双方にとってメリットのある改正と言える。

²¹ 脚注 18 に同じ。

図表 9-1 物納の優先順位（下線部が改正点）

順位	改正前	改正後
第一順位	① 国債、地方債、不動産、船舶 ② 不動産のうち物納劣後財産 ^(注1) に該当するもの	① 不動産、船舶、国債、地方債、「株式・社債・REIT等」のうち上場されているもの、 <u>オープンエンド型^(注2)</u> または上場の証券投資信託 ② 不動産のうち物納劣後財産 ^(注1) に該当するもの
第二順位	③ 社債、株式、証券投資信託等の受益証券 ④ 株式のうち物納劣後財産 ^(注2) に該当するもの	③ <u>「株式・社債・REIT等」のうち未上場であるもの、クローズドエンド型^(注2)</u> かつ未上場の証券投資信託 ④ 未上場株式のうち物納劣後財産 ^(注3) に該当するもの
第三順位	⑤ 動産	⑤ 動産

(注1) 地上権などが設定されている土地など、利用に制約のある不動産である。

(注2) 1ヵ月に1日以上換金可能な証券投資信託をオープンエンド型、そうでない証券投資信託をクローズドエンド型とする。

(注3) 休眠会社の株式である。

(注4) 特定登録美術品は、上記の順位によらず物納することができる

(出所) 法令をもとに大和総研作成

なお、物納が行われる場合においては、原則として物納された財産の相続税評価額相当の納税があったものとみなされる²²。このため、例えば、相続時から納付時までの上場株式の株価が下落している場合であっても、当該上場株式を物納に充てる際には、原則として相続時に決定した相続税評価額相当の納付をしたとみなされる。この点は、株価下落時に相続税の納付が困難となるケースにつき若干の救済になると考えられる²³。

(5) 非居住者等に係る相続税・贈与税の課税対象範囲の見直し

2017年度改正税法により、非居住者等に係る相続税・贈与税の課税対象範囲の見直しが行われた。

具体的には、①国外財産が課税対象から除かれるための、国内に住所を有していない期間の基準を「5年以内」から「10年以内」に見直し、②被相続人等が「過去10年以内に日本に住所を有していたことがある者」であり相続人が「日本に住所・国籍を有していない者」とする相続・贈与の場合について国外財産を原則課税対象とする、③一時的に日本に住所を有する外国人同士の相続等の場合は国外財産を課税対象外とする、の3点の改正が行われた。

²² 相続税法第43条第1項本文参照。

²³ もっとも、相続税法第43条第1項ただし書きには、「税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる」との規定もあり、上場株式の価格が大幅に下落した場合や、上場廃止等により当該上場株式の価値が事実上なくなっている場合においても相続税評価額による納付が可能かは明らかでない。

①と②の改正は、主に日本人の相続人・被相続人に対して国籍離脱や国外居住による相続税や贈与税の課税逃れを防ぐ観点からの改正である。

③の改正は、改正前の税制において、例えば「日本に企業内転勤等により家族帯同で在留している外国人が在留中に死亡した場合、国外財産にも課税」²⁴されることとなり「日本で就労する外国人が国内で死亡した場合等に、国外財産に対し日本で課される以上の税負担が生じる懸念があり、来日の阻害要因」となっていた点の見直しである。

改正後の相続税・贈与税の課税対象範囲は次の図表 10-1 の通りである。

図表 10-1 相続税・贈与税の課税対象範囲（下線部が改正点）

被相続人・贈与者		国内に居住		国外に居住		
		原則	一時的居住(※1)の外国人(※2)	日本国籍あり		日本国籍なし
				10年以内に国内に住所あり	10年超国内に住所なし	
国内に居住	原則	○	○	○	○	○
	一時的居住(※1)の外国人(※2)	○	×	○	×	×
国外に居住	<u>10年以内に国内に住所あり</u>	○	○	○	○	<u>○</u>
	うち、一時的居住(※1)で日本国籍なし	○	×	○	×	×
	<u>10年超国内に住所なし</u>	○	×	○	×	×

○…国内財産・国外財産ともに課税、×…国内財産のみ課税、下線部分：2017年度改正税法による見直し

(※1) 過去15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であること。

(※2) 出入国管理及び難民認定法の別表第一の在留資格を有する者。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

この改正は、2017年4月1日以後の相続・贈与等から適用されている。

【以上】

²⁴ 経済産業省「平成29年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（平成28年8月）より引用
http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pdf/01_12.pdf